

天童市告示第150号

天童市パブリック・コメント手続に関する要綱を次のように定める。

平成22年10月13日

天童市長 山本 信治

天童市パブリック・コメント手続に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市の基本的な計画、指針、憲章、宣言等（以下「計画等」という。）の策定又は改廃（以下「策定等」という。）の過程において、市民等から意見を求める手続に関し必要な事項を定めることにより、市政への市民参画の促進を図り、もって市民との協働による開かれた市政の運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリック・コメント手続 計画等の策定等の過程において、広く市民等から意見を求め、当該意見を考慮して計画等の策定等を行うとともに、その結果を公表する一連の手続をいう。
- (2) 市民等 次に掲げるものをいう。
 - ア 本市の区域内に住所を有する者
 - イ 本市の区域内に事務所又は事業所を有する者
 - ウ 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 本市の区域内に存する学校に在学する者
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、計画等に関し利害関係を有する者
- (3) 実施機関 市長、病院事業の管理者、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(対象)

第3条 実施機関は、次に掲げる計画等の策定等を行おうとするときは、パブリック・コメント手続を実施するものとする。

- (1) 市の基本的な施策に関する計画、指針等
- (2) 市の基本的な方向性を定める憲章、宣言等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

(対象の適用除外)

第4条 実施機関は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、パブリック・コメント手続を実施しないことができる。

- (1) 緊急又は迅速に計画等の策定等を行う必要があるとき。
- (2) 計画等を変更する場合において、当該変更が軽微なとき。
- (3) 法令、条例等により別に意見聴取の手続が定められているとき。
- (4) 審議会その他の附属機関（これに準ずる機関を含む。以下「審議会等」という。）による答申等に基づき策定等を行うとき（審議会等がパブリック・コメント手続の実施を決定した場合を除く。）。

（計画等の案の公表）

第5条 実施機関は、第3条各号に掲げる計画等の策定等を行おうとするときは、当該計画等の策定等の案（以下「策定等案」という。）を市民等に公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により策定等案を公表しようとするときは、次に掲げる事項を併せて公表しなければならない。

- (1) 策定等を行おうとする計画等の趣旨、目的及び背景
- (2) 策定等を行おうとする計画等の概要
- (3) 意見の提出先、提出方法、提出期間その他意見の提出に関し必要な事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項

（公表の方法）

第6条 前条第1項の規定による策定等案の公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所での閲覧又は配付
- (2) 市のホームページへの掲載

（意見の提出）

第7条 実施機関は、策定等案の公表の日から2週間以上の期間を設けて、意見の提出を受け付けなければならない。

2 前項に規定する意見の提出は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への文書の提出
- (2) 郵便による文書の送付
- (3) ファクシミリ装置を用いた文書の送信
- (4) 電子メールによる送信
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が特に認める方法

3 意見を提出しようとする市民等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を明らかにするものとする。

- (1) 個人 住所、氏名及び電話番号
- (2) 団体 所在地、名称、電話番号及び代表者の氏名

（意見の取扱い）

第8条 実施機関は、市民等から提出された意見を十分に考慮し、計画等の策定等の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の策定等について意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を市民等に公表するものとする。

- (1) 提出された意見の件数及び提出者数
- (2) 提出された意見の概要及び当該意見に対する実施機関の考え方
- (3) 策定等案を修正した場合にあっては、その修正した内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項

3 前項の規定による公表の方法については、第6条の規定を準用する。

(市長への事前報告)

第9条 市長以外の実施機関は、パブリック・コメント手続を実施しようとするときは、あらかじめ策定等案及び第5条第2項各号に掲げる事項を市長に報告しなければならない。

2 市長以外の実施機関は、前条第2項の規定により同項各号に掲げる事項を公表しようとするときは、あらかじめ市長に報告しなければならない。

(実施状況の公表)

第10条 市長は、パブリック・コメント手続の実施状況について、次に掲げる区分ごとに一覧表を作成し、市民等に公表するものとする。

- (1) 意見を現に募集しているもの又は募集する予定であるもの
- (2) 意見の募集期間が終了し、提出された意見について検討しているもの又は当該年度において意見を募集した結果について公表しているもの若しくは公表したもの
- (3) 前年度において意見を募集した結果について公表したもの

2 前項に規定する一覧表には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 前項第1号に掲げるもの
 - ア 計画等の名称
 - イ 意見の提出期間
 - ウ 策定等案の公表日及び入手方法
 - エ 問合せ先
- (2) 前項第2号及び第3号に掲げるもの
 - ア 計画等の名称
 - イ 意見の提出期間
 - ウ 提出された意見の件数及び提出者数
 - エ 問合せ先

3 第1項の規定による公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 第1項第1号及び第2号に掲げるもの 市のホームページ及び市報への掲

載

(2) 第1項第3号に掲げるもの 市のホームページへの掲載
(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、パブリック・コメント手続の実施に関し
必要な事項は、実施機関がそれぞれ定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。